

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

令和2年11月24日
告示第343号

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の流行や自然災害等により、学校での授業を行うことができない状況下等においても、インターネットを利用して家庭学習が可能となる環境を整備することにより、子どもたちの学習を保障することを目的に、モバイルルーター等のLTE通信機器（以下「機器」という。）を貸与する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、草津市立の小学校または中学校に在学し、かつ、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒とする。

(貸与の申請)

第3条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習のための通信機器貸与申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

(許可決定等)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を家庭学習のための通信機器貸与事業利用者名簿（以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

(貸与)

第5条 市長は、学校長と協議の上、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸与するものとする。

2 機器の貸与期間、通信可能期間およびデータ量は、学校長と協議の上、市長が決定し、家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書（別記様式第3号）により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の規定により通知された貸与期間が満了したとき、速やかに市長に機器を返却しなければならない。

(費用の負担)

第6条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならない。

2 機器の通信に要する費用は、別に市長が定める。

3 利用者は、前項に規定する機器の通信に要する費用を市に納付するものとし、必要に応じて学校長を通じて納付することができるものとする。

4 利用者が草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）第3条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用（同要綱で給付する額を超えて利用者の費用負担があった場合、その超えた額に限る。）の負担を免除することができる。

5 前項の規定による免除を受けようとする者は、家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書（別記様式第4号）を第3条第1項に規定する利用申請の際併せて市長に提出するものとする。

(機器の管理および譲渡等の禁止)

第7条 利用者および対象者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、利用者がその補てんに要する費用を負担するものとする。

2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他市長が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

(異動の届出)

第8条 利用者は、家庭学習のための通信機器貸与申請書の内容に変更が生じたときは、家庭学習のための通信機器貸与異動(変更)届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、利用者名簿の登録内容を変更するものとする。

(利用の停止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭学習のための通信機器貸与異動(変更)届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 機器の貸与の利用を止めるとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除することができる。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 利用者が機器の通信に要する費用を市長が別に定める期日までに納入せず、督促を行ってもなお費用の納入がないとき。

(3) その他不適切な利用があったと認めるとき。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

家庭学習のための通信機器貸与申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

（対象者との続柄： ）

下記のとおり、通信機器の利用をしたいので、遵守事項を確認のうえ貸与の申請をします。

対象者	氏名	
	学校	草津市立 学校 (年 組)

遵守事項

- 私は、善良な管理者の注意をもって機器を使用します。
- 私は、機器を市長が認める家庭学習の目的以外に使用しません。
- 私は、貸与期間が満了したときは、速やかに機器（付属品を含む）を返却します。
- 私は、機器の通信にかかる費用を、免除される場合を除き負担します。
- 私は、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担します。

様式第2号（第4条第1項関係）

家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のありました家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用を許可します。

対象者

氏名	
学校名	草津市立 学校

2. 申請を却下します。

（理由）

様式第3号（第5条第2項関係）

家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知
します。

記

1. 対象者

氏名	
学校名	草津市立 学校

2. 貸与期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 通信機器の通信可能期間とデータ量

・通信可能期間 年 月 日から 年 月 日まで

・データ量 GB

様式第4号（第6条第5項関係）

家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書

年 月 日

草津市長 宛

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、通信費の免除に該当するものとして判断するにあたり、草津市就学援助費の給付認定に関する資料の閲覧調査されることを承諾します。

保護者	住所	
	氏名	
機器の貸与を受けようとする子	学校名	草津市立 学校 (年 組)
	氏名	

様式第5号（第8条第1項および第9条第1項関係）

家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

（対象者との続柄： ）

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、下記のとおり異動（変更）しましたので届け出ます。

記

対象者	氏名	
	学校	草津市立 学校
異動事項	<input type="checkbox"/> 申請内容について下記のとおり変更が生じた。	
	変更内容	
	<input type="checkbox"/> 通信機器の利用を終了する。	
理由	<input type="checkbox"/> 自宅でインターネットを利用した家庭学習ができる環境を整備した。	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	